

平成16年5月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会

○議事日程

平成16年5月13日（木曜日）午後1時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案の上程

議案第1号及び議案第2号、提案理由の説明、質疑、討論、採決

○本日の会議に付議した事件

1. 開 会
2. 会議録署名議員の指名
3. 会期の決定
4. 議案の上程
5. 提案理由の説明
6. 質 疑
7. 討 論
8. 採 決
9. 閉 会

○出席議員（5名）

議長	寺	田	一	彦	君
副議長	岩	澤		正	君
1番	森	本	一	美	君
3番	勝	田	治	子	君
4番	吉	井	大	亮	君

○欠席議員（なし）

○執行部

管 理 者	渡	貫	博	孝
副 管 理 者	綿	貫	登	喜 夫
収 入 役	大	川	靖	男

○説明のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	太	田	登 貴 夫
総 務 課 長	石	原	すみ 子
施設管理課長	稱	田	明

○構成市町出席職員

佐 倉 市 経 濟 環 境 部 部 長	渡	辺	義	本
佐 倉 市 廃 棄 物 対 策 課 課 長	小	川	晴	一
酒々 井 町 生 活 環 境 課 課 長	幡	谷	公	生

○議会事務局出席職員氏名

主	幹	藤	崎	泰	宏
総 務 課 副 主 幹		門	山	孝	雄

○連絡員

總務課副主幹 金澤克夫
施設管理課副主幹 市原敏彦

◎開会及び開議の宣告

(午後 1時35分)

○議長（寺田一彦君） ただいまの出席議員は5人で、議員定数の半数以上に達しております。

よって、平成16年5月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（寺田一彦君） 日程に先立ちまして、監査委員より例月出納検査の報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

◎諸般の報告

○議長（寺田一彦君） 次に、諸般の報告について、清掃組合事務局長、太田登貴夫君より発言を求められておりますので、これを許します。

太田登貴夫君。

○事務局長（太田登貴夫君） 事務局長の太田でございます。お許しをいただきまして、諸般のご報告をさせていただきます。

現在実施中の焼却処理施設増設工事の進捗状況についてですが、建屋関係及び主要機器類の搬入据えつけも順調に進み、進捗率としては約75%を終了し、12月以降の試運転に向け、計画どおり施工いたしております。

なお、その中で一部計量棟につきましては、平成16年3月に完成し、関係機関の検査、承認を得たことから、4月26日から2台の計量機により運用を開始し、効率がさらに向上いたしましたため、搬入車両が集中する時間帯の混雑緩和が図れるようになりました。

以上、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（寺田一彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第49条の規定により、勝田治子君、吉井大亮君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（寺田一彦君）　日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期の決定につきましては、会議規則第4条の規定により本日1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（寺田一彦君）　ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案の上程

○議長（寺田一彦君）　日程第3、議案の上程を行います。

お諮りいたします。議案第1号及び議案第2号を一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（寺田一彦君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号を一括議題といたします。

◎議案第1号～議案第2号の提案理由の説明、質疑、討論、採決

○議長（寺田一彦君）　提案理由の説明を求めます。

管理者、渡貫博孝君。

○管理者（渡貫博孝君）　管理者であります佐倉市長の渡貫博孝でございます。それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本日、佐倉市、酒々井町清掃組合議会5月臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には全員ご出席を賜り、深く感謝申し上げます。ただいまより本日提案をいたしました議案2件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定であります。今回の改正の主なものは、住居手当につきましては、借家で家賃を支払っている者、また住宅の所有者で世帯主である者以外に支給いたしておりました住居手当1,000円の支給を取りやめようとするものであります。また、通勤手当につきましては、人事院勧告に基づき、交通機関利用者の算定基礎を1カ月から長期定

期額とし、支給対象期間を改正しようとするものであります。

議案第2号は、佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定であります。今回の改正は、日当の半額支給をなくし、規則で定める地域への出張について日当の支給をしないこととしようとするものであります。

以上、本日提出をいたしました議案についてご説明を申し上げました。何とぞよろしくご審議の上、原案どおり可決くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（寺田一彦君） 事務局長より提案理由の補足説明を求めます。

事務局長、太田登貴夫君。

○事務局長（太田登貴夫君） 事務局長の太田でございます。

議案第1号からご説明をさせていただきます。議案第1号 佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成16年5月13日提出、佐倉市、酒々井町清掃組合管理者 渡貫博孝

資料を添付してございますので、よろしくお願ひいたします。

第12条は、住居手当でございます。第1項第3号及び第2項第3号を削る改正は、借家で家賃を支払っている者あるいは住宅の所有者で世帯主である者以外の者に支給しておりました住居手当1,000円の支給を取りやめようとするものでございます。また、あわせて字句の改正をしようとするものでございます。

第13条は、通勤手当でございます。人事院勧告に基づきまして、交通機関利用者の算定基礎を1カ月から長期定期額とし、支給対象期間を改正しようとするもので、あわせて字句の改正をしようとするものでございます。

平成16年6月1日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第2号のご説明をさせていただきます。議案第2号 佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成16年5月13日提出、佐倉市、酒々井町清掃組合管理者 渡貫博孝

資料を添付してございますので、よろしくお願ひいたします。

第11条で規定しておりました日当の半額支給を取りやめること、また規則で定める地域への出張については、日当の支給をしないこととしたうとするものでございます。日当の支給をしない地域としては、千葉市、八千代市、その他印旛郡内の各市町村を対象としたうとするものでございます。

平成16年6月1日から施行しようとするものでございます。

以上、簡単でございますが、議案のご説明をさせていただきました。

○議長（寺田一彦君） これより質疑を行います。

はい、どうぞ。

○2番（岩澤 正君） 1号、2号ともなのですが、佐倉市、酒々井町、それぞれの状況というのはどうなっているのでしょうか。

○議長（寺田一彦君） はい、どうぞ。

○事務局長（太田登貴夫君） 今のご質問なのですけれども、佐倉市も酒々井町も改正済みでございます。

○2番（岩澤 正君） これと同じようなこと。

○事務局長（太田登貴夫君） 住居手当もその他は支給してございません。その他は、佐倉市は3月まではあったのですけれども、4月から廃止になってございます。その他に金額でございますか。

○2番（岩澤 正君） だから、これと同じなのか、違うのかということ。

○事務局長（太田登貴夫君） 佐倉市、酒々井町とも、現在は支給をしておりません。佐倉市は、今まで内容は同じでした。3月で廃止になったのですから、それに準じまして、佐倉市と同じような内容で廃止にしようとするものでございます。酒々井町は、最初からありませんでした。

○議長（寺田一彦君） よろしいですか。

○2番（岩澤 正君） はい。

○議長（寺田一彦君） はい、どうぞ。

○3番（勝田治子君） 第1号のところで、1,000円の手当のなくなる方というのは、この組合の場合は該当者はどんなふうなのかなというのと、どんな状況の人がこれに当てはまるか。例えば一つを挙げてください。

○議長（寺田一彦君） はい、どうぞ。

事務局長。

○事務局長（太田登貴夫君） 最初のご質問なのですけれども、1,000円支給の対象者は9名おります。よって、予算的には9万円の減となります。

また、今の該当する職員なのですけれども、借家で家賃を支払っている職員、また住宅の所有者で、世帯主である職員以外の職員に対して支給されていたものでございます。

○3番（勝田治子君） というと。

○事務局長（太田登貴夫君） 要するに、今回廃止しようとするその他という者は、借家で家賃を支払っている職員、また住宅の所有者で世帯主である職員以外、これらはそれぞれの手当をもらっております。それ以外の該当しない職員に今まで1,000円の支給をしておりましたが、それを今回廃止しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（寺田一彦君） よろしいですか。

どうぞ、どうぞ。

○3番（勝田治子君） 第2号の方ですけれども、今まで旅費をいただきながら出張していた理由、事実はどの程度の金額と、どんな件数なのかなというのをちょっと。

○議長（寺田一彦君） はい、事務局長。

○事務局長（太田登貴夫君） 今のご質問なのですけれども、16年度予算的には半日当は82回を予定しておりました。今回これを取りやめることによりまして、一応およそその概算なのですけれども、7万7,000円の減となります。半日当から日当になって若干ふえる分がございますので。ですから、半日当は、一応計算上は9万200円の減なのですけれども、日当がふえるものですから、総体的には16年度の予算としては、7万7,000円の減を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（寺田一彦君） はい、どうぞ。

○3番（勝田治子君） 佐倉市でも、3月議会でも同じ提案がなされて、私たちの市民的な立場で言うと、公務員の方の賃金がいろんな形で減っていくということについて、余りにも公務員、公務員というバッシングが多くて、それでは一般に働いている民間の方にもすごく影響が大きいことから、やはりこういう議案に対しては、そうではないのではないかという態度をあらわしたくて、反対の意を唱えさせていただきます。

交通費に関しては、6カ月にするというような改善ということで、これはもう財源的にも、そして職員の方にも特に負担になることではないので、この改正についてはよし

としております。住宅手当が1,000円ずつとはいえ減額ということに対して、少額とは言いながらも、やはり立場としてこれは反対したいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（寺田一彦君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（寺田一彦君） 質疑はなしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

○3番（勝田治子君） はい、今の意見にかえさせていただきます。

○議長（寺田一彦君） 討論はなしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（寺田一彦君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

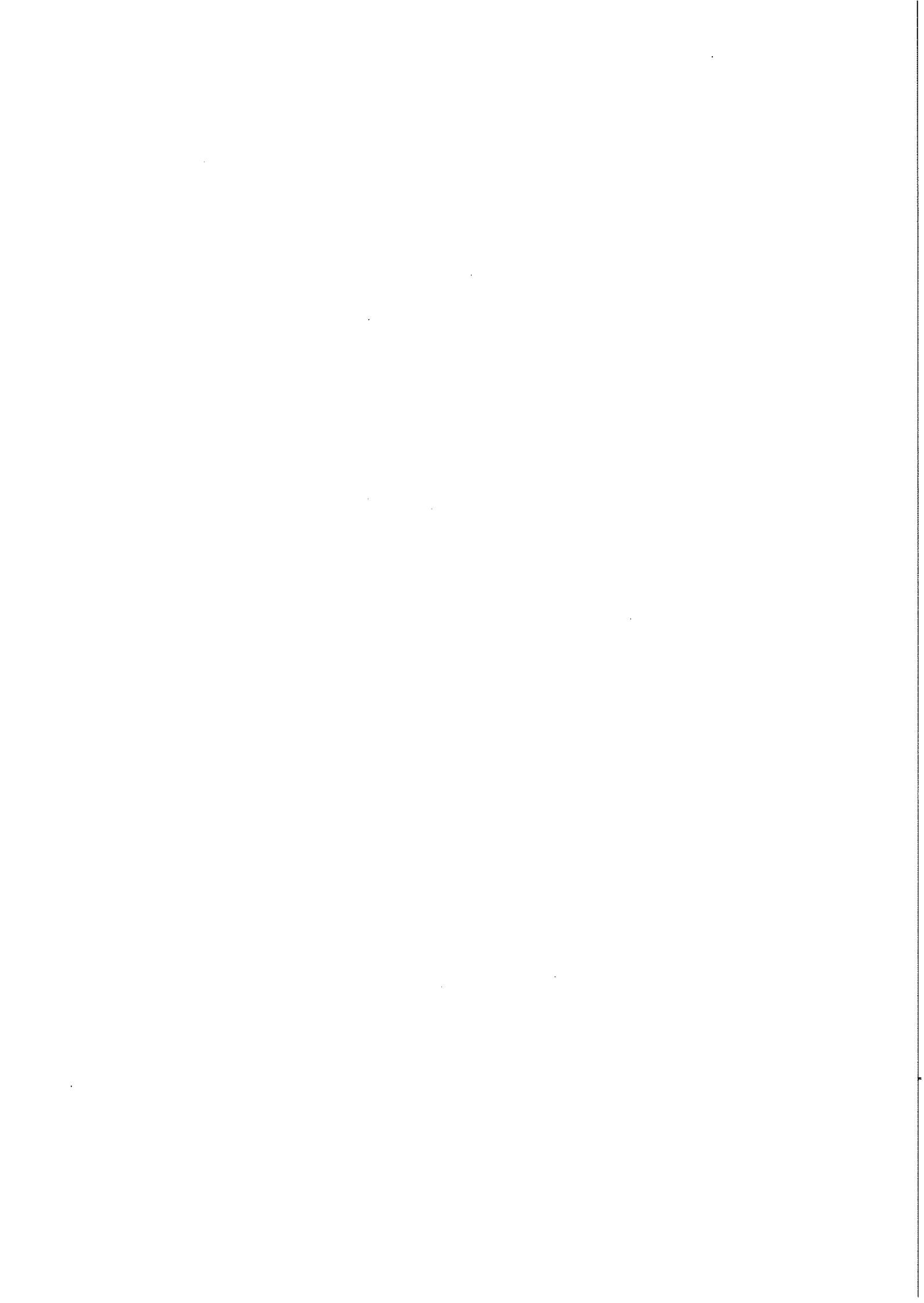
○議長（寺田一彦君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（寺田一彦君） 以上をもちまして、平成16年5月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会を閉会いたします。

（午後 2時52分）



上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議長 寺田一彦

署名議員 勝田治子

署名議員 吉井大亮